

令和3年4月吉日

保護者の皆様へ

稲沢市立丸甲小学校長

鈴木 賢 一

## 台風時・異常気象時等における対応について（確認）

日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、台風時・異常気象時や特別警報発表時について、下記のように対応させていただきます。

保護者の皆様にご理解いただくとともに、お子さんと日頃より話し合いをされ、適切な対応をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 稲沢市に、特別警報・暴風警報（暴風雪警報含む）が発表された場合

特別警報・暴風警報ともに共通した対応となります。

#### 2 稲沢市に大雨警報・洪水警報・大雪警報が発表された場合

原則、登校前・在校時ともに平常通りの登校・授業となります。

状況に応じて、学校待機や保護者への引き渡し下校等を行います。その際には、緊急メール配信により、各家庭に連絡します。

1・2については、別紙「R3 台風時・異常気象時における対応について【家庭掲示用】」をご参照ください。

### 特別警報について

気象庁はこれまで、大雨や地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。

#### 【特別警報の発表基準】

- 数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表される。
- 「大津波警報」「噴火警報」「緊急地震速報（震度6弱以上）」は特別警報として位置づけられる。ただし、「〇〇特別警報」として改めて発表はされない。

#### 【特別警報発表時の対応の原則】

**ただちに命を守る行動をとる！**